

法科大学院協会総会シンポジウム（平成 21 年 12 月 12 日）で

提示された新司法試験に関する議論

1. 法学未修者と法学既修者の合格率の乖離（特に短答式試験）

法学未修者と法学既修者の合格率の差が拡大しており、改める必要がある。

法学既修者は3回受験すれば修了者の6割が合格、他方、法学未修者は3回

受験しても4割に達するのが難しい（表1参照）。特に未修者の短答式の合格

率は初年度5割～6割。（表2参照）また、合格率の上位校においても、法学

未修者の合格状況は厳しい。

【意見の概要】

- 今後、受験者数が増加する中で、合格率の更なる低下、既修者と未修者の差の拡大が懸念される。（法科大学院教員）
- 未修者・既修者の合格率格差の乖離が顕著になっている。新しい法曹養成制度が十分に機能していないという重大な懸念。進路としての魅力が失われている。（弁護士）
- 未修者が伸びない原因として短答式の負担が大きい。短答式では何の能力を試しているか。条文も見ないで頭に入っているものを大量の問題で能力を試している。（弁護士）
- 試験時間の問題。現行の時間内に解答することは無理ではないか。確かに時間内に要領よくという能力も重要だが、法曹に最も求められる能力なのか。時間を掛けることも必要ではないか。（法科大学院教員）
- 質とは何か。先輩たちが3科目の短答式試験を受けていたものが、7科目の短答式。自分たちは行政法の事件がくると逃げていたのに、現在の学生は行政事件にも対応できるよう教育されている。守備範囲が広い受験者に対して旧来型の法廷法律家を基準とした議論で良いか。（弁護士）

（表1）平成21年新司法試験までの修了年度別累積合格率

修了年度	既修者	未修者
18年度	63.5%	37.8%
19年度	61.2%	28.0%
20年度	47.5%	18.0%

（表2）平成21年新司法試験での既修者と未修者の合格率

	短答合格者/受験者	最終合格者/短答合格者	最終合格者/受験者
未修者	56.2%	33.6%	18.9%
既修者	83.7%	46.2%	38.9%

(参考) 平成 21 年新司法試験合格率上位 10 校の未修者と既修者の合格率

大学名	受験者数			合格者数			合格率		
	全体	既修	未修	全体	既修	未修	全体	既修	未修
①一橋	132	91	41	83	60	23	62.9%	65.9%	56.1%
②東京	389	272	117	216	168	48	55.5%	61.8%	41.0%
③京都	288	205	83	145	120	25	50.3%	58.5%	30.1%
④神戸	149	109	40	73	59	14	49.0%	54.1%	35.0%
⑤愛知	41	21	20	20	12	8	48.8%	57.1%	40.0%
⑥慶應義塾	317	218	99	147	118	29	46.4%	54.1%	29.3%
⑦中央	373	250	123	162	136	26	43.4%	54.4%	21.1%
⑧北海道	156	90	66	63	45	18	40.4%	50.0%	27.3%
⑨首都東京	87	62	25	34	28	6	39.1%	45.2%	24.0%
⑩千葉	64	54	10	24	21	3	37.5%	38.9%	30.0%

2. 合格判定をより合理的に

(1) 合否判定の基準について、情報を公開し、受験者や採点者など関係者の共通理解を得る必要がある。

【意見の概要】

- 昨年、今年は、目標値を大幅に下回り、絶対的評価、まさに資格試験になったことを示唆。しかし、合否判定の方式は、それにマッチしているか。採点は基本的に従前の相対評価のときの方式が踏襲されている。絶対的評価に合わせた判定方法が必要。合否判定の適切さに根拠をはっきり示すのは難しいが、考え方と基準が妥当であったのか、少なくとも議論できる前提が必要。(法科大学院教員)

(2) 合格者数の決定プロセスは公開されておらず、その合格者数決定の基準・要因を明確にする必要がある。

【意見の概要】

- 実際の運用は伝え聞くところを申し上げるしかないが、事務局が3案を作り、審査委員が決定する。もちろん3案に拘束されるものではないが、自ずと落ち着くところに落ち着くと聞いている。司法試験委員は、委員長は参加するが、他の委員はオブザーバー、審査委員会議での判定結果がそのまま司法試験委員会で承認されると聞いている。(弁護士)

- 新試験と旧試験の並行実施期間中の新旧合格者の目安については2007年6月22日開催の司法試験委員会において決定、公表されている。昨年度2100～2500人、本年度2500～2900人の予定。実際は、昨年度2065人は下限を少し割り込んだ程度、今年の2043人は下限を大幅に割り込むばかりか、昨年度の合格者数をも下回る結果となった。然るにアナウンスに反する決定について公式の説明がない。(弁護士)

3. 法曹の職域拡大という目標

新司法試験において、職域拡大を意識した出題内容・方法となっているか
検討が必要である。なお、同様に、法科大学院の教育内容・方法や司法修習
の修習内容・方法についてもそれぞれ検討が必要である。

【意見の概要】

- 法曹の質という時に、箱庭的な能力は必要だけではなく、企業法務が職域の1つなのであれば、そこで活躍し得る資質も質、そのためにテクニカルな法律知識として最低限必要な部分は何かという観点も持って頂ければ大変ありがたい。(企業法務部関係者)
- 二回試験が新しい法曹の振り分けとして相応しいものか、旧来型の法廷弁護士のみを選別するものになっていないか。(弁護士)

(参考) 新司法試験について

- ①行政法，会社法，選択科目も必要
- ②1設問の回答時間は，2分未満（平成21年度短答式試験：259設問を330分で回答）
- ③旧試験の短答式試験は3科目（憲法・民法・刑法）
→ 新試験は7科目（憲法・民法・刑法・商法・民訴法・刑訴法・行政法）